

令和4年12月16日

文部科学省高等教育局長  
池田 貴城 殿

全国大学ジョイント・ディグリープログラム協議会  
会長 植松美彦

### ジョイント・ディグリープログラムの運用に関する要望書

ジョイント・ディグリープログラム（以下、「JDP」という。）は、一つの大学では提供できない高度なプログラムを他大学の教育資源を活用することによって実現し、連携大学が国境を越えて共同で学位を授与するものであります。これは、グローバル時代にふさわしい取り組みであり、学生にとっては国際プログラムによって視野を広げ、付加価値の高い教育の機会を得ることができ、また社会にとっても意欲ある優秀な人材が育つことによって大きな貢献が見込まれるなど、多くのメリットがあります。

JDP の設置状況は、平成26年11月14日に「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」が策定されて以来徐々に増加しているとはいうものの、今日に至るまで12大学27件の開設に留まっております。

このような中、わが国における JDP を推進すべく、JDP 設置大学及び設置を予定・検討する大学により全国大学 JDP 協議会が令和4年4月に創設されました。本年10月25日開催の総会において、現在、JDP を設置している大学の共通する課題として、国際連携専攻に係る専任教員数、経済的支援、社会的認知度の向上等の問題が挙げられ、JDP 運用上、また新たな JDP を設置する際の障壁となっていることが、問題提起されました。特に、令和4年3月の大学設置基準等の一部改正（大学院設置基準第40条第2項の削除）により、国際連携専攻に係る専任教員について、他専攻の教員が兼ねることができなくなったことは、これまでの JDP 運用の根幹となる考え方が変更されたものであり、JDP の推進上大きな障壁となるため、各大学では対応に苦慮しております。本協議会には、今後 JDP の設置を検討・予定している大学もオブザーバーとして24大学が参加しており、今回の改正はこれらの大学が JDP 設置を断念する原因ともなりかねません。また、現在実施されている JDP についても経過措置とされているため、今後の見通しが不透明になっています。

つきましては、JDP のさらなる発展・充実に向けて、下記のとおり要望いたします。

なお、各大学から寄せられた意見には、JDP の進展状況に応じて生じる課題もあり、現時点では共通した課題になっていないものについても、制度上の課題として別添のとおり箇条書きにて取りまとめたものも添付します。

### 記

#### 1. 国際連携専攻に係る専任教員数

今般の大学院設置基準改正で、第40条（国際連携専攻にかかる専任教員数）の第2項が削除されたことにより、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員が JDP 専任教員を兼ねることがで

きなくなったが、これにより新たに JDP を設置する場合に必要とされる専任教員の確保が多くの大学で極めて困難になることが予想され、JDP 設置拡大の妨げとなることが憂慮される。

例えば、JDP の収容定員が母体となる研究科の収容定員の一定割合を超えない場合には、相手大学との調整等を行う教員を配置した上で、研究科全体のリソースを活用しつつ多様な観点から研究指導を行うため他専攻教員による兼務を認めて教育の質保証を図ることも重要であり、柔軟な運用を可能とするよう、早急な対応を強く要望する。

また、既存の JDP についても、従前の制度の下で関係組織と協議・調整を重ねて設置されたものであり、経過措置が外された場合には専任教員数の確保は困難である場合が多い。経過措置の継続を強く要望する。

なお、本要望については、全国大学ジョイント・ディグリープログラム協議会総会の参加者アンケートの中にも対応を望む声があるため以下のとおり抜粋する。

- ・専任教員の件に関する要望案に全面的に賛同いたします。【JDP 既設の大学】
- ・専任教員の問題が死活問題です。元に戻していただくよう、活動を続けていただきたいと思  
います。【JDP 既設の大学】
- ・国際連携専攻に係る専任教員数についてご提案の要望が通ることを切に願います。【JDP 既設  
の大学】
- ・本日話題にあげられていた専任教員数に関しては、本学においても問題となっています。現  
状、対応する方向で検討中ですが、どう見ても新規設置を困難にする方向性です。疑問の声  
を上げていただける様でしたので感謝します。【JDP 設置準備中の大学】
- ・教員の兼務を早く認めていただきたいと思ひます。【JDP 未設の大学】

## 2. 経済的支援

高等教育における学びの機会を広げ、我が国の大学の国際化を促進する JDP の設置の拡大を  
図るにあたり、派遣・受入の双方の学生の経済的支援の整備及び JDP 設置大学への財政支援を  
検討願いたい。具体的には、JDP 学生に特化した奨学金（新しい制度の創設や JASSO の奨学金  
に JDP 枠等の設置）、JDP 学生を国費外国人留学生と同程度の位置づけにするなど学生への経  
済的支援のほか、JDP 学生に特有の支援をするスタッフを雇用する人件費の支援等、柔軟な経  
済的支援を実施していただきたい。

## 3. 社会的認知度の向上

JDP のさらなる発展・充実に向けて、大学としても積極的に広報に取り組んでいくが、文部  
科学省において、JDP の活動や成果を国内外に訴求する等、産業界・教育界に対して、社会的  
認知度の向上に向けた積極的な情報発信・PR を実施いただきたい。

#### 制度上の課題

- ・ JDP では1大学との連携につき1専攻を設置しなくてはならないが、専攻の設置は、設置申請及び人員配置の面で多大な負担になり、JDP を拡大する妨げになっている。カリキュラムが連携大学に応じて多少異なっても、共同で学生を教育する点では JDP の取り組みは同じであり、既に国際連携専攻を設置している研究科が、さらなる JDP を実施する場合、既存の専攻で兼ねることができるようにしていただきたい。
- ・ 大学院入試に対する取り組み方の違いに苦勞している。相手国によっては、入試の仕組みに日本とかなりの違いがある。一方、本邦では大学入試に準ずる程の厳しいルールがあり、募集要項の改定は1年前に行って公開しておく必要があることなどが伝わりにくい。双方で問題を解決できるような関係を構築していく上で、そのための支援を期待したい。
- ・ 文部科学省が国費外国人留学生に対し定めている制度により、国費外国人留学生は月1度の在籍確認（日本国内限定）と、在学中に通算して6ヶ月以上日本国外への滞在が認められていないため、JDP への入学を希望する国費外国人留学生の受入後の適正な運用が難しい。そのため、国費学生にあっても JDP については自由に国境を超えて滞在できる環境整備を検討いただきたい。
- ・ 相手大学の教員と共同で行う国際共同研究プロジェクトへ学生を受け入れ、そのプロジェクトへ参画する中で学生指導を行うカリキュラムとしているが、学外の若手研究者であっても主の指導教員として、柔軟に JDP へ参加できる環境を整備する必要がある。

全国大学ジョイント・ディグリープログラム協議会

【会員大学 全12大学】

会 長	植松 美彦 (岐阜大学)
副会長	水谷 法美 (名古屋大学)
〃	鈴木 石根 (筑波大学)
幹 事	安高 啓朗 (立命館大学)
〃	北 潔 (長崎大学)
〃	金子 慎治 (広島大学)
会 員	高木 真人 (京都工芸繊維大学)
〃	和田山 正 (名古屋工業大学)
〃	薬師 寿治 (山口大学)
〃	伊藤 洋典 (熊本大学)
〃	秋田 恵一 (東京医科歯科大学)
〃	江上 雅彦 (京都大学)

【オブザーバー大学 全24大学】

近畿大学  
金沢大学  
北海道大学  
横浜国立大学  
山形大学  
東京外国語大学  
東北大学  
宇都宮大学  
早稲田大学  
九州大学  
岩手大学  
慶應義塾大学  
豊橋技術科学大学  
東京工業大学  
龍谷大学  
茨城大学  
高知大学  
佐賀大学  
関西学院大学  
千葉大学  
弘前大学  
岡山大学  
三重大学  
群馬大学